

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和六年六月四日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（池袋駅西口地区）

当該事項を定める土地の区域 追加する部分

東京都豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

及び豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市高速鉄道第4号線本線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

及び豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市高速鉄道第8号線本線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）
及び豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市高速鉄道第 13 号線
当該事項を定める土地の区域 変更する部分
東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）
及び豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画池袋駅西口 B 地区地区計画
当該事項を定める土地の区域 変更する部分
東京都豊島区西池袋一丁目、西池袋三丁目及び池袋一丁目各地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画第一種市街地再開発事業池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業
当該事項を定める土地の区域
東京都豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画第一種市街地再開発事業池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業
当該事項を定める土地の区域
東京都豊島区西池袋一丁目地内

- 二 縦覧場所
豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

- 三 縦覧期間 公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画公園第8・2・18号池袋西口公園
当該事項を定める土地の区域 変更する部分
東京都豊島区西池袋一丁目地内

- 二 縦覧場所
豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

- 三 縦覧期間 公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第78号線
当該事項を定める土地の区域 変更する部分
東京都豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内

- 二 縦覧場所
豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

- 三 縦覧期間 公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第173号線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号

豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画道路池袋駅付近広場第2号線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号

豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画道路池袋駅付近街路第4号線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号

豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画道路池袋駅付近街路第5号線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画道路池袋駅付近地下道第3号線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画道路池袋駅付近地下道第4号線

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画駐車場第29号池袋西口駐車場

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都豊島区西池袋一丁目地内

二 縦覧場所

豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号
豊島区都市整備部都市計画課